

意見書

山形県農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）が実施した令和4年度農地中間管理事業について、農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第4項の規定に基づく意見は、下記のとおりである。

記

- 農業経営基盤強化促進法等改正への対応及び手数料の徴収について
業務量の増加が想定される中、事務の効率化を図りながら手数料を徴収し運営していくことは必要である。
令和6年度から令和11年度までの赤字累計額とそれまでの手数料収入額をシュミレーションし、概ね均衡する手数料率0.75%を設定していることは、適当である。
- 農地中間管理事業の周知について
地域において対面での座談会が開催されにくくなり、農地中間管理事業に関する情報が制度を利用する農家の方々に伝わりづらくなっているため、個々の農家まで情報が行き届くよう周知活動を一層工夫していくこと
- 基盤整備事業を活用した集積・集約化の推進について
簡易な基盤整備事業を活用し、畦畔を撤去し大区画化することで集約化を進めることも可能であることから、積極的に進めることも重要である。

令和5年6月12日

山形県農地中間管理事業評価委員会

委員長	小	沢	亙
委員	青	柳	智子
委員	太	田	宏明
委員	齋	藤	一志
委員	佐	貝	全健
委員	中	村	真実
委員	原	田	俊二